

特定非営利活動促進法の施行のための様式を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)、特定非営利活動促進法施行条例(平成10年岡山県条例第36号。以下「条例」という。)及び特定非営利活動促進法施行細則(平成10年岡山県規則第45号。以下「規則」という。)の施行に係る様式を定めるものとする。

(設立の認証の申請)

第2条 法第10条第1項に規定する申請書は、設立認証申請書(第1号)によるものとする。

(縦覧期間中の補正)

第3条 法第10条第3項の規定による補正は、補正後の申請書又は書類を添付した補正書(第1号の2)により行うものとする。

(設立登記の完了の届出)

第4条 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届出書(第2号)により行うものとする。

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届出書(第3号)により行うものとする。

(定款の変更の認証申請等)

第6条 法第25条第4項に規定する申請書は、定款変更認証申請書(第4号)によるものとする。

2 法第25条第6項の規定による届出は、定款変更届出書(第5号)により行うものとする。

(定款の変更に係る登記事項証明書の提出)

第7条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更に係る登記提出書(第5号の2)により行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第8条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、事業報告書等提出書(第5号の3)により行うものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第9条 法第30条の規定による閲覧及び謄写は、事業報告書等閲覧・謄写請求書(第6号)によるものとする。

(解散の認定の申請)

第10条 法第31条第2項の規定による認定の申請は、解散認定申請書(第7号)により行うものとする。

(解散の届出)

第11条 法第31条第4項の規定による届出は、解散届出書(第8号)により行うものとする。

(清算人の届出)

第12条 法第31条の8の規定による届出は、清算人就任届出書(第9号)により行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第13条 法第32条第2項の規定による認証の申請は、残余財産譲渡認証申請書(第10号)により行うものとする。

(清算終了の届出)

第14条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了届出書(第11号)により行うものとする。

(合併の認証申請)

第15条 法第34条第5項において準用する法第10条第1項に規定する申請書は、合併認証申請書(第12号)によるものとする。

(合併登記の完了の届出)

第16条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、合併登記完了届出書(第12号の2)により行うものとする。

(認定の申請)

第17条 法第44条第2項に規定する申請書は、特定非営利活動法人認定申請書(第13号)によるものとする。

(認定の有効期間の更新申請)

第18条 法第51条第5項において準用する法第44条第2項に規定する申請書は、認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書(第14号)によるものとする。

(定款変更認証時の書類の提出)

第19条 法第52条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による提出は、認定・特例認定特定非営利活動法人の定款変更認証に係る提出書(第15号様式)によるものとする。

(認定特定非営利活動法人等の代表者の氏名の変更の届出)

第20条 法第53条第1項の規定による届出は、認定・特例認定特定非営利活動法人代表者変更届出書(第16号)により行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第21条 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、認定・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書(第17号)により行うものとする。

2 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による法第54条第3項の書類の提出は、認定・特例認定特定非営利活動法人助成金支給実績提出書(第18号)により行うものとする。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第22条 法第56条の規定による閲覧又は謄写は、役員報酬規程等閲覧・謄写請求書(第19号)によるものとする。

(特例認定の申請)

第23条 法第58条第2項において準用する法第44条第2項に規定する申請書は、特定非営利活動法人特例認定申請書(第20号)によるものとする。

(認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請)

第24条 法第63条第5項において準用する法第44条第2項(法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書は、合併認定申請書(第21号)によるものとする。

(雑則)

第25条 法、条例、規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、日本産業規格A列4番とする。

ただし、官公署が発給した書類については、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

様式番号	様式名
第1号	設立認証申請書
第1号の2	補正書
第2号	設立登記完了届出書
第3号	役員の変更等届出書
第4号	定款変更認証申請書
第5号	定款変更届出書
第5号の2	定款変更に係る登記提出書
第5号の3	事業報告書等提出書
第6号	事業報告書等閲覧・謄写請求書
第7号	解散認定申請書
第8号	解散届出書
第9号	清算人就任届出書
第10号	残余財産譲渡認証申請書
第11号	清算終了届出書
第12号	合併認証申請書
第12号の2	合併登記完了届出書
第13号	特定非営利活動法人認定申請書
第14号	認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書
第15号	認定・特例認定特定非営利活動法人の定款変更認証に係る提出書
第16号	認定・特例認定特定非営利活動法人代表者変更届出書
第17号	認定・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書
第18号	認定・特例認定特定非営利活動法人助成金支給実績提出書
第19号	役員報酬規程等閲覧・謄写請求書
第20号	特定非営利活動法人特例認定申請書
第21号	合併認定申請書